

潟上市議会政策協議会設置要綱

平成25年9月12日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、市政に関する重要な施策及び課題について、市民の視点に立った政策立案や政策提言に関する調査及び検討を行うとともに、議員間の自由討議を活発に行うため、潟上市議会基本条例（平成25年潟上市条例第27号）第11条の規定に基づき設置する潟上市議会政策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、全議員をもって組織する。

- 2 協議会に、座長及び副座長1人を置く。
- 3 座長は議長とし、副座長は副議長とする。
- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第3条 協議会は、座長が招集する。

- 2 協議会は、議員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事決定及び運営等は、座長が行うものとする。
- 4 議員が協議会で議題にしようとする案件がある場合は、各会派の代表者が取りまとめ、座長に提出する。また、会派に属さない議員にあっては、座長に直接提出する。
- 5 協議会の議題は、提案議員が提案理由等の必要な事項を説明し、資料提供がある場合は、適宜準備する。

(協議結果等の活用)

第4条 議会は、協議結果等を次のように活用するものとする。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における政策立案
- (2) 市長その他の執行機関への政策提言
- (3) その他議会における政策形成への反映

(会議録)

第5条 協議会は、議員間の自由討議の場であることから、会議録は作成しない。

ただし、協議会の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。